

令和6年12月28日からの大雪により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社
代表取締役社長 南部 剛史

令和6年12月28日からの大雪災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和6年12月28日からの大雪にかかる災害等(災害のおそれを含む)により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」(継続手続きを含む)につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【青森県】

青森市
弘前市
黒石市
五所川原市
平川市
南津軽郡藤崎町
南津軽郡大鰐町
南津軽郡田舎館村
北津軽郡板柳町
北津軽郡鶴田町

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者・被保険者の契約について、

保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。

※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

- 「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

- 「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)